

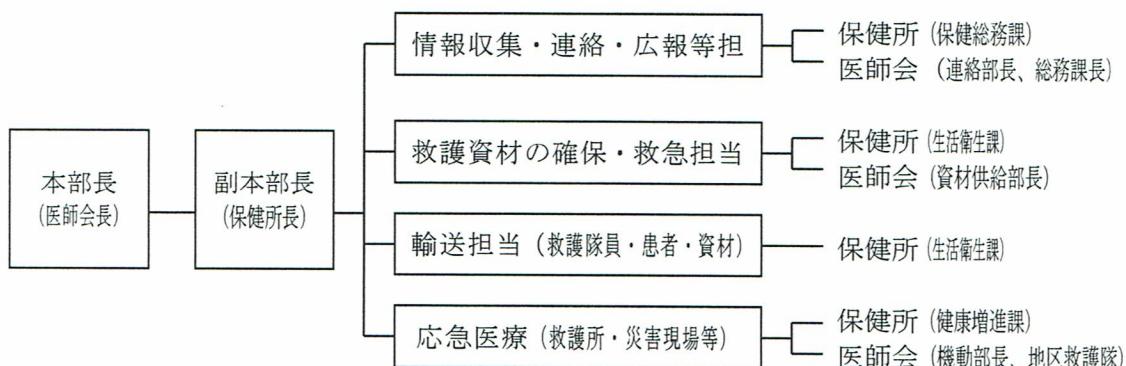
## 第8節 医療救護計画

災害発生時の応急救護は、傷病者の救命とともに弱者救済や精神不安定者の解消と生活環境安全確保を目的として、的確な情報収集により医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関等と密接な連携のもとに実施する。

### 1 救護対策本部の設置

災害発生時において、災害対策本部長の要請に基づき医師会と災害対策本部の衛生対策部が連携して保健所内に救護対策本部を設置する。救護対策本部長を医師会長とし副本部長を保健所長として、医療機関及び消防本部以外に医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、臨床衛生検査技師会、栄養士会、柔道整復師会、病院団体、医薬品関係団体及び医療機器関係団体との情報収集を行う。

#### (1) 組織



#### (2) 主な活動内容

- ア 災害発生後直ちに医療機関等の被害状況を調査把握する。
- イ 救護のための医師・看護師・助産師等の派遣を行う。
- ウ 消防本部及び医療機関と連携をとりながら患者の救急搬送・収容を行う。
- エ 医療関係機関等との通信連絡を確保する。
- オ 医薬品、医療機材等の確保や手配等の必要な措置をとる。

### 2 救護隊の編成

災害発生時に応急医療を迅速かつ適正に行うため、小樽市医師会は、災害対策本部長の要請に基づき、救護対策本部長の指揮のもと、救護隊を編成し、指定救護所及び災害現場等において応急医療にあたる。

救護隊の組織は、小樽市医師会に本部をおき、小樽市を5地区に分け各地区に地区救護隊と収容病院（別表）を設ける。

各地区的地区救護隊の構成は、正・副地区隊長と隊員からなり、それぞれ各地区的医療機関の医師とその従業員をあてるものとする。

また、災害対策本部は、救護隊の活動に対して救急車両の出動等を全面的に便宜供与するものとする。

別表 小樽市医師会地区救護隊地区別区域及び収容病院

地 区	区 域	収 容 病 院 名	支 援 病 院
1 北 部 地 区	蘭島、忍路、桃内、塩谷、木見、幸、長橋、石山町、清水町、梅ヶ枝町、赤岩、祝津、高島、手宮、末広町、豊川町、錦町、稲穂、色内、富岡、緑、最上、旭町、天狗山	小樽掖済会病院	野口病院 三ツ山病院
2 中 央 地 区	港町、堺町、東雲町、相生町、山田町、花園、入船、松ヶ枝	北海道社会事業協会 小樽病院	小樽中央病院
3 南 部 地 区	築港、有幌町、信香町、住吉町、住ノ江、若松、新富町、潮見台、真栄、奥沢、天神、勝納町、若竹町、平磯トヌ内、若竹トヌ内	小樽市立病院	
4 朝 里 地 区	船浜町、桜、望洋台、朝里、新光、新光町、朝里川温泉、張碓トヌ内	済生会小樽病院	朝里中央病院
5 銀 函 地 区	張碓町、春香町、桂岡町、銀函、見晴町、星野町	札樽病院	手稻溪仁会病院

### 3 災害時基幹病院等の指定

- (1) 災害時基幹病院：小樽市内を5地区に分け、それぞれの地区で中心的に災害応急医療にあたる医療機関として5病院（別表1）を指定する。
- (2) 支援病院：災害時基幹病院をサポートする医療機関として5病院（別表1）を指定する。
- (3) 災害拠点病院：国又は道の要請若しくは市町村間の協定に基づき2次医療圏の市町村の支援にあたる医療機関として1病院（別表2）を指定し、この災害拠点病院を支援する3病院（別表2）を指定する。
- (4) 他の医療機関は、それぞれの地区の「災害時基幹病院」及び「支援病院」を核として、災害応急医療にあたるものとする。

## 第5章 災害応急対策計画

別表1 災害時基幹病院及びその支援病院

地区	病院名	災害時基幹病院	支援病院
1 北部地区		一般社団法人日本海員掖済会 小樽掖済会病院 住所:稲穂1-4-1 電話:24-0325	医療法人社団心優会 野口病院 住所:稲穂2-22-6 電話:32-3775
			医療法人社団 三ツ山病院 住所:稲穂1-9-2 電話:23-1289
2 中央地区		社会福祉法人 北海道社会事業協会 小樽病院 住所:住ノ江1-6-15 電話:23-6234	医療法人社団北匠会 小樽中央病院 住所:入船2-2-18 電話:21-2222
3 南部地区		小樽市立病院 住所:若松1-1-1 電話:25-1211	
4 朝里地区		社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道 済生会小樽病院 住所:築港10-1 電話:25-4321	医療法人北光会 朝里中央病院 住所:新光1-21-5 電話:54-6543
5 錦函地区		医療法人ひまわり会 札樽病院 住所:錦函3-298 電話:62-5851	医療法人溪仁会 手稻溪仁会病院 住所:札幌市手稻区 前田1-12-1-40 電話:011-681-8111

別表2 災害拠点病院及びその支援病院

災害拠点病院	支援病院
小樽市立病院	済生会小樽病院
	小樽掖済会病院
	北海道社会事業協会小樽病院

#### 4 救護所の設置

大災害発生直後には、傷病者が市内各所で同時に多数発生することが予想されるため、指定救護所を開設する。指定救護所は、3の災害時基幹病院をもってあてることとするが、病院のない地区等においては下記の小中学校に開設する。なお、必要に応じ指定する救護所のほか臨時に開設できるものとする。

##### (指定救護所)

- 1 災害時基幹病院(①掖済会病院、②協会病院、③小樽市立病院、④済生会小樽病院、⑤札樽病院)
- 2 忍路中学校(蘭島・忍路地区) : 住所 蘭島1-28-1 電話 64-3335
- 3 塩谷小学校(桃内・塩谷地区) : 住所 塩谷2-18-1 電話 26-1103
- 4 旧祝津小学校(祝津地区) : 住所 祝津3-64 電話 23-6291
- 5 張碓小学校(張碓地区) : 住所 春香町215 電話 62-3248
- 6 錢函中学校(錢函地区) : 住所 見晴町2-12 電話 62-2853

#### 5 避難所及び在宅の要配慮者対策

障がい者、高齢者、人工透析患者、慢性疾患患者及び乳幼児等の要配慮者に対して医師・保健師等による巡回相談と診療を実施する。

#### 6 関係団体への協力要請

大災害発生時には多くのマンパワーと大量の薬剤や治療材料が必要となるため、予想される業務支援や各種材料等の確保について、次の団体に協力を要請し、緊急事態に対処する。特に備蓄の難しい各種医療器材や医薬品については、災害時における優先供給について、関係機関と協定を締結するなど、その確保に努めることとする。

##### (協力要請機関等)

医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、臨床衛生検査技師会、栄養士会、柔道整復師会、病院団体、医薬品関係団体、医療機器関係団体等

#### 7 緊急輸送機関への協力要請

災害現場や救護所から災害時基幹病院、災害拠点病院等への患者搬送については、消防署や医療機関の救急車を基本とするが、大災害時には、市域外病院への搬送も必要となるため、災害対策本部は、速やかに道、札幌市、自衛隊又は海上保安本部等のヘリコプターの出動を要請する。